

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

1、生徒の健康観察の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、登校前に体温を測り学校へ報告をお願いします。登校の際は、マスクの着用をお願いします。
発熱（37.5℃以上）、風邪症状、平熱より明らかに体温が高い場合は学校へ連絡の上、登校しないでください。

(2) 学校での健康管理

- ①家庭で登校前に検温をしていない生徒は、教室に入る前に保健室にて検温を行ってください。
下記の出席停止・早退基準にあてはまる生徒は速やかに帰宅指示をします。
- ②登校した生徒はアルコール消毒薬による手指消毒行ってください。
(アレルギーがある生徒は流水と石鹸での手洗い)
- ③朝のSHRで担任は出席者の健康観察を実施します。
※教職員についても、毎朝自宅で体温を測定し、発熱・風邪症状がある場合は出勤を控えます。

2、出席停止・早退の考え方

【出席停止基準】： 新型コロナウイルス感染の可能性が高く、以下の症状がある場合は出席停止です。
医療機関を受診し必要な検査を受けるようにしてください。

- ① 37.5℃以上の発熱がある。
- ② 37.5℃以上の熱がなくても明らかな風邪症状（咳、強いだるさ、息苦しさ等）嗅覚・味覚異常がある。
- ③ 37.5℃以上の熱はなくても平熱より明らかに高い場合。
- ④ PCR検査中であつたり、疑わしき事案を含め、登校すべきではないと判断された場合。
- ⑤ 生徒又は同居家族の感染が判明または濃厚接触者と認められた場合。

**⇒変異株は、発症から肺炎までの移行期間が短いため、
主治医と相談のうえ、早めに胸部レントゲン撮影・PCR検査等を受けてください。**

【早退基準】： 上記出席停止の基準と同様、①～⑤にあてはまる生徒には早退を促します。

以上につきまして、ご理解ご協力をお願いいたします。